

<p>(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に関するもの</p>	<p>○政治活動 ・公職選挙法に抵触するおそれのあるもの 等</p> <p>○宗教活動 ・宗教団体による布教推進を主目的とするもの 等</p> <p>○意見広告 ・個人又は団体の主義主張や係争中の声明に関するもの 等</p> <p>○個人の宣伝 ・いわゆる名刺広告</p>
<p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの</p>	<p>○キャバレー、クラブ等の「接待飲食等営業」及び麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター等の「遊技場営業」にあたるもの（第2条第1項）</p> <p>○「性風俗関連特殊営業」にあたるもの（第2条第5項）</p> <p>○その他、風俗営業類似の業種</p>

### 3 要綱第3条（7）から（9）の考え方及び具体例等

広告媒体に掲載する広告は、性格上、その品位、公共性、公益性を妨げないものであって、地域住民に不利益を与えないものでなければならぬため、次に掲げるものについては、広告媒体に掲載する広告として妥当でないことから掲載不可とし、又は表現に留意の上掲載することとする。

<p>掲載不可とするもの</p>	
<p>社会的観点から掲載不可とするもの</p>	<p>○性別による差別的取扱い、固定的な役割分担等を連想させる表現を用いているもの</p> <p>○たばこに関する広告</p> <p>平成17年2月より「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効（日本は平成16年6月に同条約を批准）したことにより批准国である日本も、あらゆるたばこの広告、販売促進及び公園の包括的な禁止を義務付けられた。</p>
<p>消費者保護の観点から掲載不可とするもの</p>	<p>○マルチ商法、催眠商法等の悪質商法とみなされるもの</p> <p>○非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの</p> <p>○貸金業の規制等に関する法律第2条に規定する貸金業</p> <p>○興信所、探偵事務所 等</p> <p>○人材募集広告</p>